

📖 中国人民銀行による「域外直接投資人民元決済試行
管理弁法」について

2011年1月18日
第23号

企画部 調査課

2011年1月6日付けで、中国人民銀行により「域外直接投資人民元決済試行管理弁法」（中国人民銀行公告[2010]第1号 以下、「弁法」と略称）が公布され、同日より施行された。「弁法」は、昨年上海¹と新疆²で試行した人民元建て域外直接投資試行がクロスボーダー人民元決済パイロット地区³へ拡大されるものであり、これにより、承認を取得した域内機構の人民元を用いた域外直接投資が認められるようになった。

「弁法」の適用範囲は、クロスボーダー人民元貿易決済パイロット地区における登録した非金融企業とされる。

2009年7月に正式にスタートしたクロスボーダー人民元決済試行は、2010年6月に試行拡大政策が公布されており、パイロット地域拡大、試行対象業務拡大等大きく規制緩和されるようになったが、拡大された試行対象業務が経常項目に限られており、規定上資本項目は解禁されていなかった。このたび、公布された「弁法」は、パイロット地区にある域内機構は承認を取得した上で人民元で域外直接投資が認められるようになり、初めて資本項目関連のクロスボーダー人民元業務が認められるようになった。「弁法」の試行に伴い、中国当局は人民元の国際化の目標を目指し、クロスボーダー人民元業務関連制度において更に重要なステップを一つ踏み出したと言える。

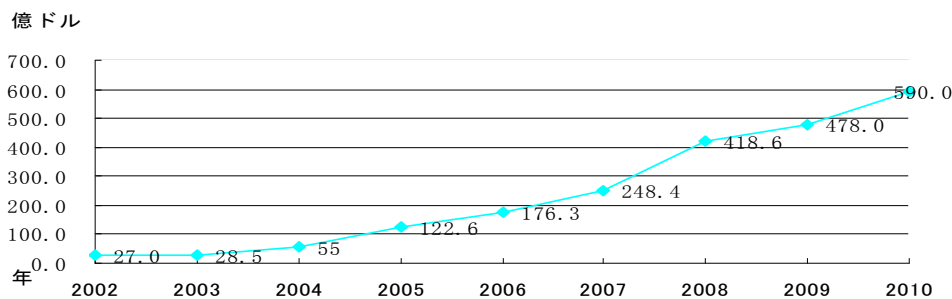
¹ 2010年4月に、中国人民銀行上海分行は「上海市企業の人民元建て域外直接投資実施に関する暫定弁法」（上海銀発[2010]73号）を公布しており、上海市に登録した企業（外商投資企業と中資企業を含む）の人民元建て域外直接投資を認めるようになった。

² 2010年10月に、中国人民銀行ウルムチ分行は「新疆クロスボーダー直接投資人民元建て決済試行暫定弁法」を公布しており、域内企業の人民元建て域外直接投資と外資系企業の新疆への人民元建て直接投資を認めるようになった。

³ 中国人民銀行等6部門が2010年6月17日付けで公布した「クロスボーダー貿易人民元決済試行の拡大に関する問題の通知」（銀発[2010]186号）によると、人民元建てクロスボーダー貿易決済のパイロット地域は以下の20省（自治区、直轄市）を含む：上海、北京、天津、内モンゴル、遼寧、吉林、黒竜江、江蘇、浙江、福建、山東、湖北、広西、広東、海南、重慶、四川、雲南、チベット、新疆。

近年、中国政府は域内企業の域外直接投資（いわゆる「走出去」）を促進するため、複数の奨励政策を公布してきた。下表に示した通り、2002 年以降、域内企業の域外直接投資金額は年々伸びている。従来、域内企業が域外直接投資する際、外貨でしか対外支払できなかったが、今後外貨建てと人民元建て支払いがいずれも可能になるので、パイロット地区にある域内企業が対外直接投資する際、自社のニーズに応じて使用通貨種類を選択できるようになる。また、「弁法」により、中国国内銀行はパイロット地区にある域内企業の域外直接投資先に対して直接人民元貸付も認められるようになるので、「弁法」の施行により、今後、域内企業の域外直接投資が更に後押しされると思われる。

中国の域外直接投資推移（非金融類）



（商務部各年度の中国対外直接投資統計公報による三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司企画部調査課作成）

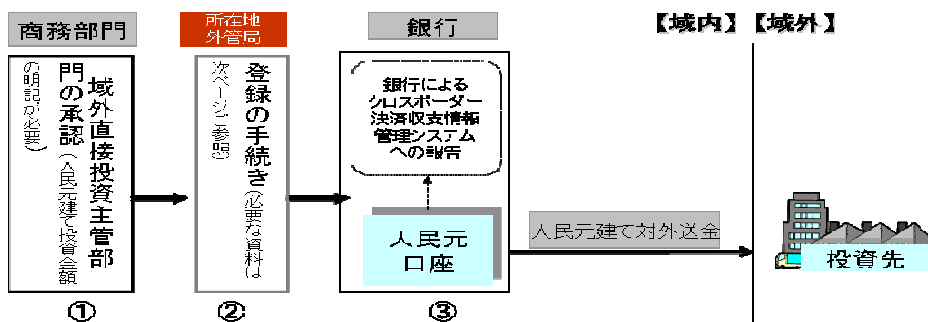
「弁法」の主要内容は以下のとおりである。

◆ 域外直接投資とは

域外直接投資とは、域内機構が域外直接投資主管部門の認可を経て、設立・合併買収・資本参加等の方式を通じて、域外に企業を設立し、又は、既存企業・プロジェクトの所有権、支配権或いは経営管理権等の権益を取得する行為を指す。

◆ 域外直接投資申請手続

(1) 人民元建て域外直接投資イメージ図



三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司企画部調査課作成

(2) 所在地外貨管理局への登録手続に必要な資料

<ul style="list-style-type: none"> ✚ 書面申請書 ✚ 域外直接投資主管部門の審査承認書類及びそのコピー、或いは域外直接投資主管部門に提出した域外直接投資申請書類（コピー）。 ✚ 域内機構の営業許可書、組織機構コード等（コピー）。

(3) 人民元建て域外直接投資手続留意点

項目	留意事項
域外直接投資の 事前関連費用	✚ 原則として域外直接投資主管部門に既に申請済みの域外直接投資総額の 15%（含む）を超えてはならない ⁴ 。
	✚ 所在地外管局へ登録する前に、域外直接投資の事前関連費用を既に支払った域内機構は、主管部門の許可を取得した日から 30 日以内に、外貨管理局に関連情報を報告。
	✚ 域外直接投資総額に算入。銀行は既に域外へ送金済み事前関連費用を控除すること。
	✚ 人民元建て事前関連費用の対外支払日から 6 ヶ月間以内に、域外直接投資主管部門からの承認を取得できなかった場合、域内機構は支払いが行われた域内人民元口座に残金を戻すこと。
人民元と外貨の 同時使用の場合	✚ 人民元を用いた直接投資の際、外貨資金も使用する場合、域内機構と銀行は外貨管理局の関連規定に基づき外貨資金の送金手続きを行うこと。人民元と外貨の総額は、域外直接投資主管部門に申請した金額を超えてはならない。
	✚ 銀行が域内機構のために支払った域外直接投資に係る人民元と外貨の総額は、域外の直接投資主管部門が承認した域外直接投資総額を超えてはならない。

◆投資利益の域内への回収

域内機構が取得した域外直接投資の利益は人民元で域内へ回収できる。銀行は投資先である域外企業の董事会利益配分決議等を審査した後、関連域外直接投資人民元利益入金手続きをすることができる。

⁴域外に支払う事前関連費用は、域外合併再編等のために確実に超過する必要がある場合、所在地の外貨管理局に説明資料を提出しなければならない。

◆域外投資企業の増資、減資、株主譲渡、清算等関連人民元収支

域内機構が域外企業の増資、減資、出資持分譲渡、清算等により取得する人民元収入は、域外直接投資主管部門の批准を経て、直接に銀行で人民元資金の出入金手続をすることができる。なお、上記の関連事項又は、域外企業名称、経営期限、合資合作パートナー及び合資合作方式等変更がある場合、変更発生日より 30 日以内に変更情報を所在地外管局への報告が必要となった。

◆その他

「弁法」により、銀行が域内機構の域外投資企業又はプロジェクトに対する人民元貸出が認められるようになった。域内銀行は同銀行の域外支店或いはエージェント銀行に通じて、人民元貸出を実施できる。

中国への資金流入加速化の現状から勘案すると、「弁法」は中国から域外へ資金流出の奨励政策として、「弁法」の施行後、人民元建て域外直接投資の増加により、ある程度国内過剰流動性の解消効果が期待される。又、「弁法」の公布は人民元の国際化に向けた重要な規制緩和となり、域外における人民元の影響力を更に拡大できると思われる。今後、その逆サイド、即ち域外から中国へ人民元建て直接投資について規制緩和できるかどうかについての関連政策の動きを引き続き注目して参る。

以上

以下は中国語原文と日本語仮訳である。

中国語原文	日本語仮訳
<p>《境外直接投資人民幣結算試點管理辦法》</p> <p>中國人民銀行公告[2011]第1號</p> <p>為配合跨境貿易人民幣結算試點，便利銀行業金融機構和境內機構開展境外直接投資人民幣結算業務，中國人民銀行制定了《境外直接投資人民幣結算試點管理辦法》，現予公布實施。</p> <p>中國人民銀行 二〇一一年一月六日</p> <p>境外直接投資人民幣結算試點管理辦法</p> <p>第一條 為配合跨境貿易人民幣結算試點，便利境內機構以人民幣開展境外直接投資，規範銀行業金融機構（以下簡稱銀行）辦理境外直接投資人民幣結算業務，根據《中華人民共和國中國人民銀行法》等法律、行政法規，制定本辦法。</p> <p>第二條 本辦法所稱境外直接投資是指境內機構經境外直接投資主管部門核准，使用人民幣資金通過設立、併購、參股等方式在境外設立或取得企業或項目全部或部分所有權、控制權或經營管理權等權益的行為。</p> <p>本辦法所稱境內機構是指在跨境貿易人民幣結算試點地區內登記註冊的非金融企業。本辦法所稱前期費用是指境內機構在境外設立項目或企業前，需要向境外支付的與境外直接投資有關的費用。</p> <p>第三條 中國人民銀行和國家外匯管理局根據本辦法對境外直接投資人民幣結算試點實施管理。</p>	<p>「域外直接投資人民幣元決済試行管理弁法」</p> <p>中國人民銀行公告[2011]第1號</p> <p>クロスボーダー貿易人民幣元決済の試行に合わせ、銀行業金融機関と域内機構の域外直接投資人民幣元決済業務の展開の利便性を向上させるため、中國人民銀行は「域外直接投資人民幣元決済試行管理弁法」を制定し、ここに公布実施する。</p> <p>中國人民銀行 二〇一一年一月六日</p> <p>域外直接投資人民幣元決済試行管理弁法</p> <p>第一條 クロスボーダー貿易人民幣元決済試行に合わせ、域内機構においての人民幣元を用いた域外直接投資の展開の利便性を向上させ、銀行業金融機関（以下「銀行」と稱す）での域外直接投資人民幣元建て決済業務を規範とし、「中華人民共和國中國人民銀行法」など法律、行政法規に基づき本弁法を制定する。</p> <p>第二條 本弁法でいう域外直接投資とは、域内機構が域外直接投資主管部門の承認を受け、人民幣元資金を使って、新設、買収、資本参加などの方式で、域外に設立或いは取得した企業やプロジェクトのすべて或いは一部の所有權、支配權或いは經營管理權などの權利を得る行為を指す。</p> <p>本弁法でいう域内機構とはクロスボーダー人民幣元決済パイロット地区内で登録した非金融企業を指す。本弁法でいう事前関連費用とは域内機構が域外にプロジェクト或いは企業を設立する前に域外向けに支払う必要がある域外直接投資に関わる費用を指す。</p> <p>第三條 中國人民銀行と國家外貨管理局は本弁法に基づき、域外直接投資人民幣元建て決済の試行に対し管理を行う。</p>

第四条 境内机构办理人民币境外直接投资应当获得境外直接投资主管部门的核准。在办理有关境外直接投资核准时，境内机构应当明确拟用人民币投资的金额。

第五条 境外直接投资前期费用汇出或未发生过前期费用汇出的境外直接投资，境内机构应当向所在地外汇局递交以下材料，办理前期费用汇出或境外直接投资登记手续。

(一) 书面申请书；

(二) 境外直接投资主管部门的核准文件及其复印件或向境外直接投资主管部门提交的境外直接投资申请文件复印件；

(三) 境内机构的营业执照、组织机构代码证等复印件。

境内机构所在地外汇局应当在收到相关材料之日起 3 天内完成相关信息登记手续。

发生过前期费用汇出的境外直接投资，境内机构应当在获得境外直接投资主管部门核准的 30 天内向所在地外汇局报送有关信息。

第六条 境内机构按照本办法第五条第一款办理前期费用汇出或境外直接投资登记手续后，可以到银行办理境外直接投资人民币资金汇出或前期费用人民币资金汇出。

银行在办理境外直接投资人民币结算业务时，应当根据有关审慎监管规定，要求境内机构提交境外直接投资主管部门的核准证书或文件等相关材料，并认真审核。在审核过程中，银行可登入人民币跨境收付信息管理系统和直接投资外汇管理信息系统查询有关信息。

第四条 域内機構の人民元を用いた域外直接投資は、域外直接投資主管部門の承認を取得しなければならない。域外直接投資の承認手続きを行う際、域内機構は人民元建て投資金額を明確にしなければならない。

第五条 域外直接投資の事前関連費用を支払う或いは事前関連費用の支払いが発生しなかった域外直接投資については、域内機構の所在地外管局に以下の資料を提出し、事前関連費用の支払い或いは域外直接投資登録の手続きを行わなければならない。

(一) 書面申請書；

(二) 域外直接投資主管部門が承認した書類及びそのコピー或いは域外直接投資主管部門に提出した域外直接投資申請書類のコピー；

(三) 域内機構の営業許可書、組織機構IDコード証などのコピー。

域内機構の所在地外管局は関連申請書類を受領後3日以内に関連情報の登録手続きを終わらせなければならない。

事前関連費用支払いが発生した域外直接投資に関しては、域内機構は域外直接投資主管部門の承認後30日以内に所在地外管局に関連情報を送付しなければいけない。

第六条 域内機構は本弁法第五条第一条項に基づき、事前関連費用支払いの手続き或いは域外直接投資登録手続きをした後、銀行にて域外直接投資人民元建て支払い或いは事前関連費用の人民元建て資金支払いを行うことができる。

銀行は域外直接投資人民元決済業務の手続きを行う際、慎重に行うべく監督管理の関連規定に基づき、域内機構に対し域外直接投資主管部門承認証明書或いは書類等の関連資料の提出を要求し、しっかり審査しなければならない。審査過程で銀行はクロスボーダー人民元収支情報管理システムと直接投資外貨管理情報システム登録を行い、関連情報を検索できる。

第七条 审核境内机构向境外直接投资主管部门提交的申请文件和境内机构的组织机构代码证等相关材料后,银行可以为境内机构办理境外直接投资人民币前期费用汇出。境内机构累计汇出的前期费用原则上不得超过其向境外直接投资主管部门申报的中方投资总额的 15%。如确因境外并购等业务需要,前期费用超过 15%的,应当向所在地外汇局说明并提交相关证明材料。

第八条 银行应当按照《人民币银行结算账户管理办法》(中国人民银行令〔2003〕第 5 号发布)等规定,通过境内机构的人民币银行结算账户为其办理境外直接投资人民币资金的结算,并向人民币跨境收付信息管理系统报送有关人民币资金跨境收付信息。

第九条 人民币境外直接投资相关业务需要同时使用外汇资金的,境内机构和银行应当按照外汇管理相关规定,办理境外直接投资外汇资金汇出手续。在办理外汇资金汇出手续时,银行应当登入直接投资外汇管理信息系统进行业务审核,确保相关业务的合规性。

第十条 银行为境内机构办理的境外直接投资汇出的人民币资金和外汇资金之和,不得超过境外直接投资主管部门核准的境外直接投资总额。

境内机构已经汇出境外的人民币前期费用,应当列入其境外直接投资总额。银行在为该境内机构办理境外直接投资人民币资金汇出时,应当扣减已汇出的人民币前期费用金额。银行应当向人民币跨境收付信息管理系统报送人民币前期费用跨境支付信息。

第十一条 自汇出人民币前期费用之日起 6 个月内仍未获得境外直接投资主管部门核准的,境内

第七条 銀行は域内機構が域外直接投資主管部門へ提出した申請資料および域内機構の組織機構コード証等関連資料を審査した上で、域内機構のために人民元直接投資事前関連費用の対外支払い手続を行うことができる。域内機構における事前関連費用対外支払の累計金額は、原則として域外の直接投資主管部門に申請した中国側の投資総額の 15% を超えてはならない。域外の M&A 等の業務の必要性により、事前関連費用が 15% を超過する場合、所在地の外管局へ説明し、且つ関連証明資料を提出しなければならない。

第八条 銀行は「人民元銀行決済口座管理弁法」(中国銀行令[2003]第 5 号公布)等の規定に基づき、域内機構の人民元決済口座を通じて、域外直接投資人民元建て決済を行い、人民元クロスボーダー人民元収支情報管理システムに当該人民元資金のクロスボーダー収支情報を登録しなければならない。

第九条 人民元クロスボーダー直接投資に関わる業務が人民元と外貨資金を同時に使用する場合、域内機構と銀行は関連外貨規定に基づき、域外直接投資の外貨資金出入金手続を行わなければならない。外貨資金の送金・入金手続を行う際、銀行は直接投資外貨管理情報システムに登録して業務審査を行い、当該業務の合法性を確保しなければならない。

第十条 銀行が域内機構のために支払った域外直接投資に係る人民元と外貨の総額は、域外の直接投資主管部門が承認した域外直接投資総額を超えてはならない。

域内機構により既に域外へ送金した事前関連費用は、その域外直接投資総額に入れなければならない。銀行は当該域内機構のために、域外直接投資の人民元支払を行う際、既に域外へ送金した人民元の事前関連費用を控除しなければならない。銀行は人民元クロスボーダー収支情報システムに事前関連費用に係るクロスボーダー人民元収支情報を登録しなければならない。

第十一条 人民元の事前関連費用の対外支払

机构应当将剩余资金调回原汇出资金的境内人民币账户。银行应当督促境内机构将剩余资金调回原汇出资金的境内人民币账户。对拒不调回的，银行应当向所在地人民银行备案。

第十二条 境内机构可以将其所得的境外直接投资利润以人民币汇回境内。经审核境内机构提交的境外投资企业董事会利润处置决议等材料，银行可以为该境内机构办理境外直接投资人民币利润入账手续，并应当向人民币跨境收付信息管理系统报送人民币利润汇回信息。

第十三条 境内机构因境外投资企业增资、减资、转股、清算等人民币收支，可以凭境外直接投资主管部门的核准文件到银行直接办理人民币资金汇入手续。在办理上述业务时，银行应当向人民币跨境收付信息管理系统报送有关人民币跨境收付信息。

第十四条 已登记境外企业发生名称、经营期限、合资合作伙伴及合资合作方式等基本信息变更，或发生增资、减资、股权转让或置换、合并或分立清算等情况，境内机构应当在发生之日起 30 天内将上述变更情况报送所在地外汇局。

第十五条 银行可以按照有关规定向境内机构在境外投资的企业或项目发放人民币贷款。通过本银行的境外分行或境外代理银行发放人民币贷款的，银行可以向其境外分行调拨人民币资金或向境外代理银行融出人民币资金，并在 15 天内向所在地人民银行备案。在办理上述业务时，银行应当向人民币跨境收付信息管理系统报送有关人民币跨境收付信息。

日から6ヶ月間以内に、域外の直接投資主管部門による承認を取得できなかった場合、域内機構は支払いを行った域内の人民元口座に残金を戻さなければならない。銀行は域内機構の残金回収を督促しなければならない。回収を拒否した域内機構に対し、銀行は所在地の人民銀行へ備案しなければならない。

第十二条 域内機構は、域外直接投資により取得した人民元利益を域内へ回収することができる。銀行は、域内機構が提出した域外投資企業董事会利益処置決議などの資料を審査した上で、当該域内機構のために域外直接投資の人民元利益入金手続きを行うことができる。銀行は、当該域内機構の人民元利益回収情報を人民元クロスボーダー収支情報管理システムに登録しなければならない。

第十三条 域内機構は域外投資企業の増資、減資、株式譲渡、清算などにより人民元の収支が発生する場合、域外直接投資の主管部門が発行した承認書類を持参し、直接銀行で人民元資金の出入金手続きを行うことができる。上記業務の取扱いの際、銀行は人民元クロスボーダー収支情報管理システムに当該の人民元クロスボーダー収支情報を登録しなければならない。

第十四条 既に登記された域外企業が名称、経営期限、合弁相手および合資提携方式など基本情報を変更する場合、もしくは増資、減資、株式譲渡や交換、合併や分割清算など状況が発生した場合、域内機構は発生日から30日以内に上記に当たる変更状況を所在地の外管局に報告しなければならない。

第十五条、銀行は関連規定に基づき、域内機構の域外で投資した企業或いはプロジェクトに人民元貸出を行うことができる。当該銀行の域外支店或いは域外エージェント銀行によって人民元を貸し出す場合、銀行は域外支店に人民元を振り替えたり、域外エージェント銀行に人民元を融通したりすることができ、且つ、15日以内に所在地の人民銀行に備案しなければならない。上述の業務を取扱う際、銀行は人民元クロスボーダー収支情報管理システムに関連情報を登録しなければならない。

第十六条 在办理境外直接投资人民币结算业务时，银行和境内机构应当按照《国际收支统计申报办法》等有关规定办理国际收支申报。

第十七条 银行应当认真履行信息报送义务，及时、准确、完整地向人民币跨境收付信息管理系统报送与境外直接投资相关的各类人民币跨境收付信息。

第十八条 银行在办理境外直接投资人民币结算业务时，应当按照《中华人民共和国反洗钱法》和中国人民银行的有关规定，切实履行反洗钱和反恐融资义务，预防利用人民币境外直接投资进行洗钱、恐怖融资等违法犯罪活动。银行应当收集境内机构境外直接投资目的地的反洗钱和反恐融资信息，评估境外直接投资目的地的洗钱和恐怖融资风险，并采取适当的风险管理措施。

第十九条 中国人民银行与国家外汇管理局、境外直接投资主管部门建立信息共享机制，加大事后监督检查力度，有效监管人民币境外直接投资业务活动。

人民币跨境收付信息管理系统每日向直接投资外汇管理信息系统传输境外直接投资相关的人民币跨境收付信息，直接投资外汇管理信息系统每日向人民币跨境收付信息管理系统传输境外直接投资相关的外汇跨境收付信息。

第二十条 中国人民银行会同国家外汇管理局对银行、境内机构的人民币境外直接投资业务活动进行现场检查和非现场检查，督促银行切实履行交易真实性审核、信息报送、反洗钱等职责，监督境内机构依法开展业务活动。

第十六条、域外直接投資人民元建て決済業務を取扱う際、銀行と域内機構は「国際収支統計申告弁法」等の関連規定に基づき国際収支申告をしなければならない。

第十七条、銀行は情報報告の義務を着実に履行し、人民元クロスボーダー収支情報管理システムに域外直接投資関連の各種人民元クロスボーダー収支情報を迅速、的確且つ完全な形で登録しなければならない。

第十八条、銀行は域外直接投資人民元決済業務を取扱う際、「中国人民共和国アンチ・マネー・ロンダリング法」及び中国人民銀行の関連規定に基づき、アンチ・マネー・ロンダリングとアンチ・テロ資金調達の義務を履行し、人民元建て域外直接投資を利用して、マネー・ロンダリング、テロ資金調達等の違法犯罪活動に従事することを防止しなければならない。銀行は域内機構の域外直接投資目的地のアンチ・マネー・ロンダリング及びアンチ・テロ資金調達に関連する情報を収集し、域外直接投資目的地のマネー・ロンダリングとテロ資金調達のリスクを評価し、適切なリスク管理措置を取らなければならない。

第十九条、中国人民銀行は国家外貨管理局、域外直接投資の主管部門と情報共有体制を立ち上げ、事後の監督検査を強化し、人民元建て域外直接投資業務活動に対し有効的に監督管理を行う。

人民元クロスボーダー収支情報管理システムは毎日、直接投資外貨管理情報システムに域外直接投資関連の人民元クロスボーダー収支情報を送付する。直接投資外貨管理情報システムは毎日、人民元クロスボーダー収支情報管理システムに域外直接投資関連の外貨クロスボーダー収支情報を送付する。

第二十条、中国人民銀行は国家外貨管理局と共同で銀行、域内機構の人民元域外直接投資業務活動に対してオンサイト検査とオフサイト検査を実施し、銀行が取引真实性への審査、情報の報告及びアンチ・マネー・ロンダリング等の職責を履行することを監督し、域内機構が法律に基づいて業務活動を実施することを監督す

<p>第二十一条 銀行、境内机构违反本办法有关规定的，中国人民银行会同国家外汇管理局可以依法进行通报批评或处罚；情节严重的，可以禁止銀行、境内机构继续开展跨境人民币业务。</p> <p>第二十二条 銀行在办理境外直接投资人民币结算业务时违反有关审慎监管规定的，由有关部门依法进行处罚；违反有关反洗钱、反恐融资和人民币銀行结算账户管理规定的，由中国人民银行依法进行处罚。</p> <p>第二十三条 境内金融机构的境外直接投资人民币结算业务管理，参照本办法执行。相关监管部门对境内金融机构人民币境外直接投资另有规定的，从其规定。</p> <p>第二十四条 本办法由中国人民银行负责解释。</p> <p>第二十五条 本办法自发布之日起施行。此前颁布的有关规定与本办法不一致的，按照本办法执行。</p>	<p>る。</p> <p>第二十一条、銀行、域内機構が本弁法の関連規定に違反した場合、中国人民銀行と国家外貨管理局は法律に基づき通達による指摘を行い、又は処罰する。情況が重大である場合、銀行、域内機構が引き続きクロスボーダー人民元業務を行うことを禁止することができる。</p> <p>第二十二条、銀行は域外直接投資人民元決済業務を取扱う際、慎重を原則とする監督管理の関連規定に違反した場合、関連部門による法律に基づき処罰される。アンチ・マネー・ロンダリング、アンチ・テロ資金調達及び人民元銀行決済口座管理規定に違反した場合、中国人民銀行による法律に基づき処罰される。</p> <p>第二十三条、域内金融機関の域外直接投資人民元決済業務管理は、本弁法を参照して行う。関連監督部門は域内金融機関の人民元域外直接投資について別途規定する場合、その規定に基づく。</p> <p>第二十四条、本弁法は中国人民銀行が解釈の責任を負う。</p> <p>第二十五条、本弁法は公布日より施行する。従来の関連規定は本弁法に抵触する場合、本弁法に基づき執行する。</p>
---	--

【日本語仮訳：三菱東京 UFJ 銀行(中国)有限公司 企画部調査課】

- ☞ 弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考にとどめ、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、本店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる事務案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司企画部調査課

北京チーム：北京市朝陽区東三環北路 5 号北京發展大厦 4 階 照会先：邢燕燕 TEL 010-6590-8888 ext.233
上海チーム：上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯亞大厦 20 階 照会先：張垂秋 TEL 021-6888-1666 ext. 4250